

緑川水系河川整備計画(変更原案)に関する公聴会取材要領

「緑川水系河川整備計画(変更)」の策定にあたり、緑川流域市町村(熊本市・八代市・宇土市・宇城市・美里町・大津町・菊陽町・西原村・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町)に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするために、緑川流域 10 市町村の計 12 会場において開催予定の公聴会について取材を希望される報道関係者は本要領に基づきお申し込みください。

1. 受付期間

令和6年6月28日(金)～8月9日(金)17時(郵送の場合、当日必着)

2. 申込方法

報道関係者で公聴会会場での取材を希望される方は、(1)ホームページ (2)郵送のいずれかの方法で提出してください。

その他の方法による提出は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください。

(1)ホームページの場合

下記のホームページの入力フォームに必要事項を記入の上、提出してください。

取材の申込み: <https://questant.jp/q/ZBRD3M1G - page1>

(2)郵送の場合

別添の「取材申込書」に記入の上、下記まで郵送してください。

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号

国土交通省 熊本河川国道事務所 流域治水課 宛

3. 注意事項

○取材について

- ・会場では記者腕章の着用をお願いいたします。
- ・会場受付にて氏名の確認をお願いします。
- ・撮影は公述人が意見を述べる前までとします。また、撮影場所は決められた場所で行うようお願いいたします。
- ・会場の報道関係者席にて傍聴下さい。
- ・公述人の個人情報をお伝えすることはできません。
- ・その他、取材にあたっては、職員の指示に従って下さい。

○会場内での注意事項

- ・公述人が公述している間の入退場はご遠慮下さい。
- ・会場内では、携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- ・会場内では、着席して静粛に傍聴して下さい。
- ・会場内での発言、私語、談論などは慎んで下さい。
- ・進行の妨げとなる行為(ビラ、プラカード等の持ち込みや、はちまき、ゼッケン等の着用による示威的行為など)はご遠慮願います。
- ・公述に対しての批判、可否の表明、ヤジ、拍手などの行為は行わないで下さい。

以上の事項を遵守頂けない場合、その他、会場内で職員の指示に従っていただけない場合にはご退場頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

4. 取材申込書の入手方法等

募集期間中は、下記により、「取材申込書」の入手が可能です。

○インターネットからの資料入手

下記をクリックし、取材申込書をダウンロードください。

[取材申込書\(Word\)](#)